

令和3年10月8日

学生各位
(学部生、大学院生)

長崎県立大学
学長 木村 務

新型コロナウイルス感染症にかかる大学の対応について

長崎県においては、新型コロナウイルス感染症の直近の感染状況を踏まえ、県全体の感染段階をステージ1に引き下げました。これに合わせて、本学においても新型コロナウイルス感染症にかかる対応を以下の通りとします。引き続き、マスク着用・手洗いなど、感染防止の徹底に努めてください。

1. サークル活動等について

学内外（感染拡大地域を除く）におけるサークル活動及びボランティア活動については、「サークル活動等の注意事項について（改訂第9版）（10月8日通知参照）」の遵守を前提として、10月11日（月）から認めます。

2. 日常生活で体調に異常を感じた場合等の対応

○ 発熱（37.5℃以上）や※風邪などの症状がある場合

直ちに保健室（休校日は大学の代表電話）に連絡するとともに、他人との接触を避け、外出を控えてください。

医療機関を受診の際は、事前に医療機関へ電話連絡をした上で受診してください。

※風邪などの症状とは：（咳、息苦しさ、関節筋肉痛、体のだるさ、喉の痛み、下痢、味覚異常、嗅覚異常など）

佐世保校保健室 TEL 0956-47-2242 E-mail k-hoken@sun.ac.jp

シーボルト校保健室 TEL 095-813-5737 E-mail s-hoken@sun.ac.jp

土日・祝祭日などの休校日については、大学の代表電話に連絡してください。

佐世保校代表 TEL 0956-47-2191

シーボルト校代表 TEL 095-813-5500

3. 新型コロナウイルス感染者と判明した場合や濃厚接触者または、接触者となった場合等の対応

(1) 新型コロナウイルス感染者と判明または濃厚接触者に指定された場合

直ちに保健室（休校日は大学の代表電話）に連絡するとともに、他人との接触を避け、外出を控えてください。
なお、症状がない場合も必ず連絡してください。

(2) 接触者となった場合

保健所から接触者に指定された場合や、普段接する機会の多い身近な人（家族・アルバイト先の同僚など）に感染者又は、濃厚接触者が判明した場合には、直ちに保健室（休校日は大学の代表電話）に連絡するとともに、他人との接触を避け、外出を控えてください。
なお、症状がない場合も必ず連絡してください。

4. 飲食店等の利用について

○ 飲食店等（大学生協の食堂含む）の利用は感染リスクが高いことから、以下の点に留意してください。

・会食は10人未満で行うこと。

・以下の感染防止対策を一層徹底すること

①アクリル板の設置や十分な座席間隔の確保など、感染防止対策が徹底された店舗であるかについて事前確認を行うこと （可能な限り「ながさきコロナ対策認証制度の認証店」を利用すること）

※コロナ対策認証店URL

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyou/>

②飲食中であっても、会話をするときは必ずマスク（変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク）を着用すること

③テーブルの分散化を図ること

④席の移動や密着、大声での会話を避けること

⑤お酌・返杯・食器類の共有は避けること

5. 県外への移動等について

（1）「飲食店等への時短要請等（営業時間短縮や酒類提供自粛の要請等）の措置が継続されている地域」への不要不急の往来は自粛してください。

※出かける際は、訪問する自治体のホームページ等で最新情報を確認し、細心の注意を払ってください。

(2) やむを得ない理由で(1)の地域へ移動した学生は、会食などのリスクの高い行動は控えてください。また、(1)の地域から県内に移動した学生は、移動後、2週間は他者への感染防止対策(会食や接触を控える等)を徹底するとともに、毎日、健康管理チャットサービス(以下「N-CHAT」という)(別紙1)にアクセスし、体調管理を徹底してください。

6. 日常生活における感染防止対策について

(1) マスク(変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク)を着用するとともに、手洗い・手指消毒を徹底し、対面や大声での会話、三密を回避するなど、「新しい生活様式」を実践するとともに、「感染リスクが高まる『5つの場面』(別紙2)」に十分注意してください。またドアノブ等の共有部分に接触した際は、こまめな消毒に努めてください。

(2) 健康管理チャットサービス「N-CHAT」を活用し、毎日の健康管理を行ってください。

(3) いつ・どこでも感染の可能性があるとの認識のもと、家庭内でも具合が悪い方がいる場合はマスク(変異株の感染防御の観点から可能な限り不織布マスク)を着用してください。

(4) 学生などの若者には、感染しても症状が出にくい特徴があり、気付かないうちに他の人にうつす可能性があることを自覚し、三密が起り得る場所への出入りを避けるなど、慎重に行動してください。また添付の「行動記録表(別紙3)」を参考に、自分の行動をできるだけ詳細に記録するよう努めてください。

(5) 特に、高齢者等との接触の際には、感染防止に最大限の注意を払ってください。

7. 発熱等の症状がある場合の医療機関紹介の相談窓口について

かかりつけの医療機関がない方、夜間・休日に受診可能な医療機関を探している方は、県の受診・相談センターに相談してください。(県内全域の診療・検査医療機関を紹介)

【長崎県受診・相談センター】

電話番号 0120-071-126

相談日時 土日祝日含む24時間

8. 自主的なPCR検査の実施等に関する相談窓口について

自主的なPCR検査の実施等に関する相談窓口が各地域の薬局に設置されているので、必要に応じて利用してください。

※対象となる薬局は適宜長崎県のHPで公開中

9. 精神的なストレスを抱えている学生の相談窓口について

公認心理師等による学生相談を行っていますので、各校の保健室に相談してください。

10. 誹謗中傷対策について

差別や誹謗中傷等は、厳に慎むようお願いいたします。誹謗中傷を受けた方は、県の専門相談窓口にご相談するとともに、保健室にも連絡してください。

【長崎県新型コロナウイルス関連人権相談窓口】

電話番号 095-894-3184

相談日時 毎週月～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時45分（水曜日は午後8時まで）

11. その他

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、再度規制を強化するための通知を行う場合がありますので、注意してください。

また、PCR検査やワクチンの優先接種など、新型コロナウイルス感染症に関連した新手法の詐欺も発生しておりますので、注意してください。